

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金保険料の未納が続くと、老後に年金を受け取れなくなるばかりか、病気やけがで障がいが残ったときの障害年金や死亡したときに配偶者などが受け取れる遺族年金が受け取れない場合があります。保険料納付期限は、納付対象月の翌月末日です。納付書がない方は、青梅年金事務所へお問い合わせください。

▽納付場所 銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア

※ATMやインターネットバンキングによる電子納付が利用できます。一部バーコード決済に対応しています。

※市役所や年金事務所の窓口では、納められません。

▽問合せ 保険年金課年金係、青梅年金事務所 ☎042-8-30-3410

放課後子ども教室 運営スタッフ

(安全管理員) 募集

放課後子ども教室では、地域の方や学校の協力の下、小学生が自由遊び、学習、スポーツなどの活動を行っています。地域で子どもたちのために何かしてあげたいと思っっている方や将来子ども関係の職業を希望している方を募集しています。

▽活動場所 市内の市立小学校(10か所)

▽従事する日時 毎週水曜日(放課後から午後4時30分頃まで。準備と片付けを含めて、実働約3時間30分)

▽謝礼 1113円(時給)

▽申込み・問合せ 生涯学習推進課生涯学習係(直通558-2438)

子ども食堂を

実施している団体等は市にお知らせください

市では、市内で活動する子ども食堂の情報について市民に周知するほか、子ども食堂に情報の提供を行っていただくため、子ども食堂を実施している団体等の把握を行っています。現在、市内で子ども食堂を実施している団体や今後、実施したい団体等は、ご連絡ください。

▽期限 2月28日(金)まで

▽問合せ こども政策課 こども政策係

空間放射線量測定結果

1月20日(月)に定点の4か所で



市制施行30周年 推進事業補助金の申請を受け付けています

測定を行った結果、基準値(毎時0.23μSv)を超える地点はありませんでした。近年、測定値の推移に大きな変動が見られないことから、今年度も

予算成立後に、速やかに申請した方に補助金交付の決定などをお知らせします。

概要 補助金：事業の実施に要する経費(上限10万円) 募集枠数：20(抽選) 交付時期：4月以降

申請期限 3月31日(月)まで 事業の実施期間 4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

問合せ 企画政策課

市ホームページ



森林レンジャーがゆく (140) 「春なるダンス」



春を迎えるこの頃、今冬を振り返ると今年の夏と同様に、渡り鳥の少ない状況が目立ちました。代表的な冬鳥であるシメやツグミは遅れて年末頃にあきる野に飛来しましたが、今までにないほど数が少なかったです。渡りルートが変わってしまったのでしょうか…。単なる自然の変動に過ぎないかもしれませんが、自然の急速な変化により、昔の自然を基準にすることができなくなっています。

特に山では鳥の鳴き声を聴く機会が少なく、当然ながら虫の音が聞こえる時期でもありませんので、立ち止まって休憩すると、圧倒的な「シーン」という静かな状況になることが多いです。悪く言えば、例年よりも寂しげ、よく言えば、「無」になれるほど、不思議と穏やかな気持ちになります。

河原などの平地でも、やはり冬鳥が少ない状況です。河原と言えば、広いスキ原などのイメージが強いですが、特に多摩川の河川敷は徐々に樹林化し、その他にも土手の改良といった工事や、豪雨による増水などを理由に、他の環境よりも変化が多いです。夏は緑が奥深く人を寄せ付けない自然豊かな河原ですが、冬は見通しがよくなり、気軽に散歩などができる気持ちのいい環境です。そして多くの小動物の住処となる中、野鳥は観察しやすく、冬鳥が少ない年であっても、他の季節なら普段気づけないイカルチドリやイソシギなどの存在を意外と簡単に見つけることができ、綺麗なジョウビタキやカワセミなどの定番の野鳥にも出会える場所です。遠くにそびえる山なみを眺められるあきる野の河原は、身近で美しい自然に恵まれた地域である証です。



イカルチドリ

冬を振り返ると同時に、まだ始まったばかりの2025年は色々な意味で、人間界でも、自然界でも平和で明るい年になることを願いながら私も頑張っていきたいと思います。(パブロ)

冬を振り返ると同時に、まだ始まったばかりの2025年は色々な意味で、人間界でも、自然界でも平和で明るい年になることを願いながら私も頑張っていきたいと思います。(パブロ)

表 高額医療・高額介護合算制度の限度額

Table with columns for '所得区分' (Income Category), '合算対象' (Calculation Target), and '限度額' (Limit Amount). It details limits for high medical and nursing care costs for different income groups.

※「旧ただし書き所得」とは、令和4年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

(以下は広告枠です)

高額介護合算療養費の申請書を送付します

高額介護合算療養費は、健康保険と介護保険の1年間の自己負担額(※1)の合計が世帯(※2)で、限度額(表)に500円を足した金額を超えた場合に、超えた部分の金額が、それぞれの保険から支給されるものです(健康保険と介護保険のいずれかの自己負担額が0円の場合(対象外)。対象期間は、令和5年8月から令和6年7月までです。申請先は、令和6年7月31日時点で加入していた健康保険です。

※1：食事代、差額ベッド代、保険係

※2：同じ健康保険に加入している方が対象

▽申請書送付の対象 市の国民健康保険か東京都後期高齢者医療保険に加入し、支給が見込まれる方

▽送付時期 2月中旬(国保)、3月中旬(後期高齢)

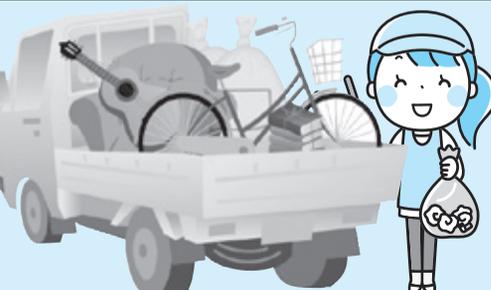
▽対象期間中に転入、退職などで健康保険・介護保険が変わった方 申請書が届かない方でも、以前加入していた健康保険・介護保険の自己負担額によっては対象となる場合があります。

▽問合せ 保険年金課後期高齢者医療係、高齢者支援課介護保険係

お部屋の片付けをいたします

捨てません 活かします

不用品買取します



あなたの大切な人、地域を守るために 消防団員募集中